

人事訴訟規則

平成15年11月12日最高裁判所規則第24号

改正 平成17年2月7日最高裁判所規則第4号
平成18年12月6日最高裁判所規則第13号
平成24年7月17日最高裁判所規則第9号
平成27年6月29日最高裁判所規則第6号
平成27年8月3日最高裁判所規則第8号
令和4年11月7日最高裁判所規則第17号
令和5年11月22日最高裁判所規則7号
令和6年9月17日最高裁判所規則14号

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条・第一条の二）

第二節 裁判所

第一款 管轄（第二条—第五条）

第二款 参与員（第六条—第八条）

第三節 当事者（第九条・第十条）

第四節 訴訟手続（第十一条—第十五条）

第五節 補則（第十六条—第十八条の十三）

第二章 婚姻関係訴訟の特例

第一節 附帯処分等（第十九条—第二十九条）

第二節 和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十条—第三十一条）

第三節 履行の確保（第三十二条）

第三章 実親子関係訴訟の特例（第三十三条—第三十五条）

第四章 養子縁組関係訴訟の特例（第三十六条—第三十七条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（趣旨）

第一条 この規則は、人事訴訟に関する手続について、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の特例等を定めるものとする。

（催告）

第一条の二 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

(令六最裁規一四・追加)

第二節 裁判所

第一款 管轄

(法第四条第二項の地の指定・法第四条)

第二条 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号。以下「法」という。）第四条（人事に関する訴えの管轄）第二項の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

(自庁処理の申立ての方式・法第六条)

第三条 法第六条（調停事件が係属していた家庭裁判所の自庁処理）の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。

2 前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

(自庁処理における取扱い・法第六条)

第四条 法第六条（調停事件が係属していた家庭裁判所の自庁処理）の申立てがあったときは、家庭裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。

2 家庭裁判所は、職権により法第六条の規定による決定をするときは、当事者の意見を聴かななければならない。

(裁量移送における取扱い・法第七条等)

第五条 法第七条（遅滞を避ける等のための移送）又は第八条（関連請求に係る訴訟の移送）第一項の申立てがあったときは、裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。

2 家庭裁判所は、職権により法第七条の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

第二款 参与員

(参与員の指定・法第九条)

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟に係る事件について参与員を指定するに当たっては、当該事件について家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条（調停前置主義）第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件に家事調停委員として関与していない者を指定するように意を用いなければならない。

(平二四年最裁規九・一部改正)

(音声の送受信による通話の方法による参与員の関与・法第九条)

第六条の二 法第九条（参与員）第六項に規定する方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為をさせるときは、家庭裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為をさせたとき（和解の期日又は進行協議期日にあつては、家庭裁判所がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときに限る。）は、その旨及び同項第二号に掲げる事

項を記録上明らかにしなければならない。

3 受命裁判官又は受託裁判官が第一項の процедуруを行う場合には、同項の規定による家庭裁判所の職務は、その裁判官が行う。

(令六最裁規一四・追加)

(参与員の除斥、忌避及び回避・法第十条)

第七条 民事訴訟規則第十条から第十二条まで(除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避)の規定は、参与員について準用する。

(参与員の発問)

第八条 裁判長は、必要があると認めるときは、参与員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを發することを許すことができる。

第三節 当事者

(訴訟代理人の選任の裁判の告知・法第十三条)

第九条 法第十三条(人事訴訟における訴訟能力等)第二項の規定による訴訟代理人の選任の裁判は、当該訴訟代理人にも告知しなければならない。同条第三項の規定による訴訟代理人の選任の裁判についても、同様とする。

(利害関係人の訴訟参加の決定等の通知・法第十五条)

第十条 法第十五条(利害関係人の訴訟参加)第一項の決定又は同条第五項の規定によるその取消しの決定は、当該人事訴訟の当事者双方に通知しなければならない。

第四節 訴訟手続

(訴状の記載事項)

第十一条 人事に関する訴えを提起するに当たり、当該訴えに係る人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟が既に係属しているときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条(訴状の記載事項)第一項及び第四項(第一号に係る部分に限る。)に規定する事項のほか、当該人事訴訟が既に係属する裁判所及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

(令六最裁規一四・一部改正)

(関連請求の訴えの訴状の記載事項・法第十七条)

第十二条 法第十七条(関連請求の併合等)第二項の規定により人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを家庭裁判所に提起するときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条(訴状の記載事項)第一項及び第四項(第一号に係る部分に限る。)に規定する事項のほか、当該人事訴訟が当該家庭裁判所に既に係属する旨及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

(令六最裁規一四・一部改正)

(訴状の添付書類)

第十三条 人事に関する訴えの訴状には、当該訴えに係る身分関係の当事者の戸籍の謄本のほか、法第十五条(利害関係人の訴訟参加)第一項に規定する利害関係人の有無並びにその氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な他の戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

(進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法第十九条)

第十四条 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟規則第九十五条（進行協議期日）第二項（請求の放棄及び認諾に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（当事者本人の勾引・法第二十一条）

第十五条 法第二十一条（当事者本人の出頭命令等）第一項の規定により当事者本人の尋問の期日への出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合には、民事訴訟規則第一百十一条（勾引）の規定は、同規則第二百二十七条（証人尋問の規定の準用）ただし書の規定にかかわらず、当該当事者の勾引について準用する。

第五節 補則

（利害関係人に対する訴訟係属の通知・法第二十八条）

第十六条 法第二十八条（利害関係人に対する訴訟係属の通知）の規定による通知は、別表第一の上欄に掲げる訴えの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者で訴訟記録上氏名及び住所又は居所が判明しているものにするものとする。

（令六最裁規一四・一部改正）

（戸籍事務管掌者に対する判決確定の通知）

第十七条 戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について人事訴訟の判決が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該人事訴訟に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

（民事訴訟規則の適用関係・法第二十九条）

第十八条 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟規則第一条（申立て等の方式等）第三項、第一条の二（電子調書のファイルへの記録の方式）、第四条（催告及び通知）第三項及び第四項、第十四条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第二項から第四項まで、第十五条（法定代理権等の証明）第二項及び第三項、第十八条（法人の代表者等への準用等）第二項及び第三項、第二十三条（訴訟代理権の証明等）第三項、第二十四条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第三項から第五項まで、第二十五条（相手方への催告等）第二項、第二十六条（費用額の確定処分の方法）後段、第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第三十三条の四（訴訟に関する事項の証明の方法等）第二項から第四項まで、第三十三条の五（電磁的訴訟記録からの消去等）、第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項から第十一項まで、第一編（総則）第五章（訴訟手続）第四節（送達等）第三款（電磁的記録の送達）、第四十六条（公示送達の方法）第一項、第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項及び第四項、第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第四項及び第五項、第四十九条（法第一百七十七条第一項の訴えの訴状の添付書類等）第二項及び第三項、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第三項から第七項まで、第五十二条の六（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第四項から第七項まで、第五十二条の七（証拠収集の処分の手続等）第七項、第一編第七章（電子情報処理組織による申立て等）、第五十二条の二十（法第三百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項から第九項まで、第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第二項及び第三項、第五十二条の二十三（安全管理のために必要な措置）、第五十三条（訴状の記載事項）第四項第二号、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項から第六項まで、第五十五条の二（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第六十三条の二（電磁的記録の提出方法）、第七十六条の二

(更正処分的方式) 第一項後段、第八十一条(答弁に対する反論) 第二項、第八十二条(準備書面に引用した文書の取扱い) 第三項及び第四項、第二百五条の二(映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ)、第二百五条の三(電子情報処理組織による調査結果の報告)、第一百八条(電子呼出状の記録事項等) 第二項、第一百十二条(宣誓) 第三項及び第四項、第二百二十四条(書面尋問) 第四項、第一百三十一条(宣誓の方式)、第一百三十二条(鑑定人の陳述の方式) 第三項、第一百三十五条の二(電子情報処理組織による鑑定結果の報告)、第一百三十七条(書証の申出等) 第三項及び第四項、第一百四十三条(文書の提出等の方法) 第三項、第一百四十九条の二(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等) 第三項、第一百四十九条の三(電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法)、第一百五十一条の二(映像等の送受信による方法による検証)、第一百五十七条(言渡しの方式等) 第三項、第一百五十九条(電子判決書等の送達)、第一百六十条(判決の更正決定等の方式)、第一百八十九条(電子上告提起通知書の送達等) 第四項、第二百十一条(再審の訴訟手続) 第二項及び第三項並びに第七編(法定審理期間訴訟手続に関する特則)の規定は、適用しない。

2 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟規則の規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(令六最裁規一四・全改)

(訴訟記録の閲覧等)

第十八条の二 民事訴訟規則第三十四条(閲覧等の制限の申立ての方式等) 第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十(法第一百三十三条の二第二項の申立ての方式等) 第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

2 民事訴訟規則第五十二条の二十二(秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い) 第一項の規定により、民事訴訟法(平成八年法律第九号) 第一百三十三条(申立人の住所、氏名等の秘匿) 第二項の規定による届出に係る書面(以下この項において「秘匿事項届出書面」という。)から同法第一百三十三条の四(秘匿決定の取消し等) 第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分(秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。)を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(令六最裁規一四・追加)

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第十八条の三 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(令六最裁規一四・追加)

(呼出状の公示送達)

第十八条の四 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(令六最裁規一四・追加)

(決定及び命令の方式)

第十八条の五 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

(訴状却下命令に対する即時抗告)

第十八条の六 訴状却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された訴状を添付しなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

(証人の宣誓)

第十八条の七 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

(鑑定人の宣誓)

第十八条の八 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(令六最裁規一四・追加)

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第十八条の九 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十八条(民事訴訟規則の適用関係)第二項において読み替えて適用する民事訴訟規則第四百二十二条(受命裁判官等の証拠調べの電子調書)の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(令六最裁規一四・追加)

(裁判所書記官への判決書の交付等)

第十八条の十 判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

(判決書等の送達)

第十八条の十一 判決書又は法第二十九条(民事訴訟法の適用関係)第三項において読み替えて適用する民事訴訟法第二百五十四条(言渡しの方式の特則)第二項の調書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の調書の送達は、その正本によってすることができる。

(令六最裁規一四・追加)

(更正決定等の方式)

第十八条の十二 更正決定は、判決書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、判決書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

2 前項の規定は、民事訴訟法第二百五十九条（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定について準用する。

(令六最裁規一四・追加)

(上告提起の場合における費用の予納)

第十八条の十三 上告を提起するときは、上告状の送達に必要な費用のほか、上告提起通知書、上告理由書及び裁判書の送達並びに上告裁判所が訴訟記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

第二章 婚姻関係訴訟の特例

第一節 附帯処分等

(附帯処分の申立ての方式等・法第三十二条)

第十九条 法第三十二条（附帯処分についての裁判等）第一項の申立ては、書面で行わなければならない。

2 前項の書面には、申立ての趣旨及び理由を記載し、証拠となるべき文書の写しで重要なものを添付しなければならない。

3 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分の申立てをする場合における第一項の書面には、同法第七十八条の四第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたものを添付しなければならない。

4 第一項の書面は、相手方に送達しなければならない。

(平一八年最裁規一三・平二七年最裁規八・一部改正)

(事実の調査・法第三十三条等)

第二十条 婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟において、事実の調査は、審理の経過、証拠調べの結果その他の事情を考慮して必要があると認められるときは、医学、心理学、

社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならない。

2 裁判所は、前項の場合において、家庭裁判所調査官に同項の専門的知識を活用した事実の調査をさせるときは、その事実の調査を要する事項を特定するものとする。

(事実の調査における調査の嘱託等・法第三十三条)

第二十一条 事実の調査においては、裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他相当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

2 裁判所がする前項の嘱託の手続は、裁判所書記官がする。

(審問期日の通知・法第三十三条)

第二十二条 法第三十三条（事実の調査）第四項の審問期日は、当事者に通知しなければならない。ただし、その通知をすることにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると

認められるときは、この限りでない。

(平二四年最裁規九・一部改正)

(音声の送受信による通話の方法による手続・法第三十三条)

第二十二條の二 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官(以下この項において「裁判所等」という。)及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって法第三十三条(事実の調査)第四項の審問期日における手続を行うときは、裁判所等は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を記録上明らかにしなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

(事実の調査の要旨の記録化・法第三十三条等)

第二十三條 事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を記録上明らかにしておかなければならない。

(事実の調査の通知・法第三十三条等)

第二十四條 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に通知しなければならない。

(平二四年最裁規九・一部改正)

(家庭裁判所調査官の除斥及び回避・法第三十四条の二)

第二十四條の二 民事訴訟規則第十条から第十二条まで(除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避)の規定(忌避に関する部分

を除く。)は、家庭裁判所調査官について準用する。

(平二四年最裁規九・追加)

(事実調査部分の閲覧等の許可・法第三十五条)

第二十五條 法第三十五条(事実調査部分の閲覧等)第二項又は第三項の規定により事実調査部分の閲覧等を許可する決定においては、当該事実調査部分中閲覧等を許可する部分を特定しなければならない。

(法第三十五条第四項又は第六項の即時抗告に係る抗告状の記載事項等・法第三十五条)

第二十六條 法第三十五条(事実調査部分の閲覧等)第四項又は第六項の即時抗告をするときは、抗告状には、原裁判の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなければならない。

2 法第三十五条第四項又は第六項の即時抗告については、民事訴訟規則第二百七条(原裁判の取消し事由等を記載した書面)の規定は、適用しない。

(法第三十五条第四項の即時抗告に係る記録の送付・法第三十五条)

第二十七條 法第三十五条(事実調査部分の閲覧等)第四項の即時抗告があった場合において、原裁判所が人事訴訟に係る事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、民事訴訟規則第二百五条(控訴又は上告の規定の準用)において準用する同規則第七十四条

(控訴提起による事件送付) 第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2 前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が同項の人事訴訟に係る事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

(平二七年最裁規六・一部改正)

(法第三十五条第六項の即時抗告に係る記録の送付・法第三十五条)

第二十八条 法第三十五条(事実調査部分の閲覧等)第六項の即時抗告があったときは、前条(法第三十五条第四項の即時抗告に係る記録の送付)の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとする。

2 前項の場合には、同項の記録に、抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならない。

(協議上の離婚による婚姻の終了の場合の提出書類等・法第三十六条)

第二十九条 婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟の係属中に当該訴えに係る婚姻の当事者が協議上の離婚をした場合において、当該訴えの取下げをしようとする者は、既に附帯処分の申立てがされており、かつ、当該申立ての取下げがされないときは、当該訴えの取下げの書面とともに、当該訴えに係る婚姻の当事者が協議上の離婚をしたことを証する戸籍の謄本その他の書類を受訴裁判所に提出しなければならない。

2 前項の場合には、受訴裁判所は、当事者双方から、同項の附帯処分に係る事項がその協議上の離婚に際して定められているかどうかを聴かななければならない。

第二節 和解並びに請求の放棄及び認諾

(進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法第三十七条)

第三十条 離婚の訴えに係る訴訟における請求の放棄及び認諾については、第十四条(進行協議期日における請求の放棄及び認諾)の規定にかかわらず、民事訴訟規則第九十五条(進行協議期日)第二項の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、法第三十七条(和解並びに請求の放棄及び認諾)第一項ただし書に規定する場合に限る。

2 進行協議期日に出頭しないで民事訴訟規則第九十六条(音声の送受信による通話の方法による進行協議期日)第一項の手續に参与した当事者は、前項の規定にかかわらず、請求の認諾をすることができない。ただし、当該期日における手續が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行われた場合には、この限りでない。

(令四年最裁規一七・一部改正)

(和解等に係る調書の更正決定・法第三十七条)

第三十条の二 第十八条の十二(更正決定等の方式)第一項の規定は、法第三十七条第二項において読み替えて適用する民事訴訟法第二百六十七条の二(和解等に係る電子調書の更正決定)第一項の規定による離婚の訴えに係る訴訟における和解(これにより離婚がされるものに限る。)並びに請求の放棄及び認諾に係る調書の更正決定について準用する。

(令六最裁規一四・追加)

(戸籍事務管掌者に対する和解及び請求の認諾の通知・法第三十七条)

第三十一条 第十七条（戸籍事務管掌者に対する判決確定の通知）の規定は、離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。）又は請求の認諾が調書に記載された場合について準用する。

第三節 履行の確保

（履行の確保の手続・法第三十九条）

第三十二条 家庭裁判所は、法第三十九条（履行命令）第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対しその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

（平二四年最裁規九・一部改正）

第三章 実親子関係訴訟の特例

（訴訟手続の受継の申立書の添付書類・法第四十一条等）

第三十三条 法第四十一条（嫡出否認の訴えの当事者等）第二項（法第四十三条（認知の無効の訴えの当事者等）第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十三条第三項又は第四十四条（認知の訴えの当事者等）第三項の規定による訴訟手続の受継の申立てをするときは、申立書には、訴訟手続を受け継ぐ者が法第四十一条第二項、第四十三条第三項又は第四十四条第三項の規定により訴訟手続を受け継ぐことができる者であることを明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

（平一七最裁規四・一部改正、令五最裁規七・一部改正）

（嫡出否認の訴えの訴状の添付書類）

第三十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百七十二條（嫡出の推定）第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の訴えを提起するときは、訴状には、同法第七百七十四条（嫡出の否認）第四項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

（令五最裁規七・追加）

（通知する判決の内容等・法第四十二条）

第三十五条 法第四十二条（嫡出否認の判決の通知）の規定による通知をする判決の内容は、次に掲げるものとする。

一 主文

二 子が嫡出であることが否認された父の氏名

三 子の氏名及び生年月日

2 前項に規定する通知をする場合において、裁判所書記官は、同項の判決が確定した日を通知するものとする。

（令五最裁規七・追加）

第四章 養子縁組関係訴訟の特例

（進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法第四十六条）

第三十六条 第三十条（進行協議期日における請求の放棄及び認諾）第一項本文及び第二項の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における請求の放棄及び認諾について準用する。

（令五最裁規七・旧三十四条繰下）

（和解等に係る調書の更正決定・法第四十六条）

第三十六条の二 第三十条の二（和解等に係る調書の更正決定）の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における和解（これにより離縁がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾について準用する。

（令六最裁規一四・追加）

（戸籍事務管掌者に対する和解及び請求の認諾の通知・法第四十六条）

第三十七条 第十七条（戸籍事務管掌者に対する判決確定の通知）の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における和解（これにより離縁がされるものに限る。）又は請求の認諾が調書に記載された場合について準用する。

（令五最裁規七・旧第三十五条繰下）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一六年四月一日）

（経過措置）

第二条 この規則の規定は、法の附則に特別の定めがある場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この規則の施行前に民事訴訟規則により生じた効力を妨げない。

附則（平成一七年二月七日最高裁判所規則第四号）

この規則は、民法の一部を改正する法律（平成一六年法律第百四十七号）の施行の日（平成一七年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年一二月六日最高裁判所規則第一三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二四年七月一七日最高裁判所規則第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日（平成二五年一月一日）から施行する。

（人事訴訟規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 整備法の施行前に旧家事審判法第十八条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件については、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件とみなして、第十六条の規定による改正後の人事訴訟規則第六条の規定を準用する。

附則（平成二七年六月二九日最高裁判所規則第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二八年一月一日から施行する。

附則（平成二七年八月三日最高裁判所規則第八号）

この規則は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（令和四年一一月七日最高裁判所規則第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。以下この条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和

五年二月二〇日) から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中民事訴訟規則第三十二条、第七十七条、第七十八条、第九十六条及び第六百六十三条第一項の改正規定、第十四条の規定、第十八条中労働審判規則第三十七条の改正規定(「第七十七条」を「第七十七条前段」に改める部分に限る。)、第二十条中非訟事件手続規則第二十一条及び第五十条の改正規定、第二十一条中家事事件手続規則第三十三条及び第二百二十六条第二項の改正規定並びに第二十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十三条及び第五十三条第一項の改正規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三月一日)

二 第一条中民事訴訟規則目次の改正規定(「第三十一条」を「第三十条の二」に改める部分に限る。)及び同規則第一編第五章第一節中第三十一条の前に二条を加える改正規定、第三条の規定、第六条の規定、第七条中民事執行規則第十五条の二の改正規定、第八条中民事保全規則第六条の改正規定、第十条中民事再生規則第十一条の改正規定、第十二条中外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の改正規定、第十三条中会社更生規則第十条の改正規定、第十六条の規定、第十七条中破産規則第十二条の改正規定並びに第二十三条の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

三 第十五条の規定 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(改正法附則第一条第五項に掲げる規定の施行の日=令和七年三月一日)

(調書の記載等に関する経過措置)

第二条 この規則の施行前に行われた弁論準備手続の期日の調書については、第一条の規定による改正後の民事訴訟規則第八十八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この規則の施行前に行われた書面による準備手続における協議の結果の記録については、第一条の規定による改正後の民事訴訟規則第九十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和五年十一月二二日最高裁判所規則第七号)

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第百二号)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則(令和六年九月一七日最高裁判所規則第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(令和八年五月二一日)(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二条中民事訴訟費用等に関する規則第二条の三から第二条の五までの改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一（第十六条関係）

項	上欄	下欄
一	婚姻の無効の訴え	夫婦の双方又は一方が死亡した後に訴えの提起があった場合における婚姻の無効により嫡出でない子となる者又はその代襲者。ただし、当該夫又は妻に嫡出子又はその代襲者がある場合に限る。
二	協議上の離婚の無効の訴え	夫婦の双方又は一方が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人。ただし、その相続人が、再婚をした当該夫又は妻の配偶者とともに相続した者であるときは、この限りでない。
三	協議上の離婚の取消しの訴え	夫又は妻が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人。ただし、その相続人が、再婚をした当該夫又は妻の配偶者とともに相続した者であるときは、この限りでない。
四	婚姻関係の存在の確認の訴え	二の項に定める者
五	婚姻関係の不存在の確認の訴え	夫婦の双方又は一方が死亡した後に訴えの提起があった場合における婚姻関係の不存在により嫡出でない子となる者又はその代襲者。ただし、当該夫又は妻に嫡出子又はその代襲者がある場合に限る。
六	認知の訴え	父が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（父の妻で子又はその代襲者とともに相続したものを除く。）
七	認知の無効の訴え	子が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその代襲者で認知をした者の相続人であるもの又は相続人となるべきもの
八	認知の取消しの訴え	七の項に定める者
九	父を定めることを目的とする訴え	前婚の配偶者又はその後婚の配偶者が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（当該前婚の配偶者又はその後婚の配偶者の妻で子又はその代襲者とともに相続したものを除く。）
十	実親子関係の存在の確認の訴え	子が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（子の直系卑属及び子の配偶者で直系卑属又は直系尊属とともに相続したものを除く。）又は父若しくは母が死亡した後に訴えの提起があった

		場合におけるその相続人（当該父又は母の配偶者で直系卑属とともに相続したものを除く。）
十一	実親子関係の不存在の確認の訴え	子が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその代襲者で父又は母の相続人であるもの又は相続人となるべきもの
十二	養子縁組の無効の訴え	養子が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその代襲者で養親の相続人であるもの又は相続人となるべきもの
十三	養子縁組の取消しの訴え	養子が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその代襲者で養親の相続人となるべきもの
十四	協議上の離縁の無効の訴え	養子が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（養子の直系卑属及び養子の配偶者で直系卑属又は直系尊属とともに相続したものを除く。）又は養親が死亡した後に訴えの提起があった場合におけるその相続人（当該養親の配偶者で直系卑属とともに相続したものを除く。）
十五	協議上の離縁の取消しの訴え	十四の項に定める者
十六	養親子関係の存在の確認の訴え	十四の項に定める者
十七	養親子関係の不存在の確認の訴え	十二の項に定める者

（令五最裁規七・一部改正、令和六最裁規一四・一部改正）

別表第二（第十八条関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印し なければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で

第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条、第七十六条の二第一項前段、第八十六条第一項、第八十八条第一項及び第三項並びに第九十三条	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第八十八条第三項、第九十三条、第二百二十二条の二第二項、第二百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十二条第四項、第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第九十一条第二項、第一百十六条第三項、第一百八条第二項、第二百二十二条の二第二項、第二百二十二条	電子調書	調書

の三第二項、第百四十二條及び第百四十六條第一項		
第三十二條第四項、第八十六條第一項、第九十一條第三項、第九十六條第三項及び第百十八條第二項	記録させなければ	記載させなければ
第三十三條第一項	閲覧等の請求又は法第九十一條の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は訴訟に関する事項の証明書の交付
第三十三條第二項	訴訟記録の閲覧等の請求	請求（訴訟に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）
第三十九條及び第百四條	地方裁判所	家庭裁判所
第四十七條第一項及び第四十七條の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七條の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十八條第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十條の二	電子決定書（法第二百二十二條（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二條（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であつて、決定に係るものをいう。第六十七條（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び	決定書

	第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第五十二条の七第八項	閲覧等若しくは電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等
	交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
	閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等
	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第五十四条	同条第四項各号	同条第四項第一号
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項及び第八十八条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第二百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する

第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	訴訟記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	訴訟記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第八十七条第一項及び第九十四条第一項	書面又は電磁的方法により	書面で

第八十七条第二項	につき、これを記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をするよう	を記載した書面を交付するよう
第八十八条第四項	弁論準備手続に係る電子調書	弁論準備手続の調書
	口頭弁論に係る電子調書に	口頭弁論の調書に
第九十一条第二項	記録させる	記載させる
第九十六条第三項	電子調書を	調書を
	電子調書に	調書に
第一百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第一百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第二百二十七条	前節（証人尋問）	前節（証人尋問）及び人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）第十八条の七（証人の宣誓）
第三百三十四条	第一百八条（電子呼出状の記録事項等）	人事訴訟規則第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する第一百八条（電子呼出状の記録事項等）第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十八条の七（証人の宣誓）第一項及び第二項
第四百十二条	記録すべき	記載すべき
第四百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第四百四十六条第二項及び 第四百五十一条	第四百十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	人事訴訟規則第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する第四百十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子

		調書) 及び同規則第十八条の九 (受命裁判官等の証拠調べの調書)
	電子調書について	調書について
第四百四十七条	(書証の申出等) 第一項から第三項まで及び第三百三十七条の二から前条まで (から前条まで (第三百三十七条第三項及び第四項並びに第四百四十三条第三項を除く。) (書証の申出等、
	の規定	及び人事訴訟規則第十八条の九 (受命裁判官等の証拠調べの調書) の規定
第四百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十 (電子情報処理組織) 第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第四百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第四百四十九条の二第二項及び第四百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第四百四十九条の四	提出等	提出等) 並びに人事訴訟規則第十八条の九 (受命裁判官等の証拠調べの調書
	読み替える	、人事訴訟規則第十八条の九中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて適用する同規則第四百四十九条の二 (電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等) 第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と

		読み替える
第百五十五条第一項	電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければ	判決書に署名押印しなければ
第百五十五条第二項	電子判決書に前項の措置を講ずることに	判決書に署名押印することに
	、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければ	判決書にその事由を付記して署名押印しなければ
第百八十四条	控訴審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	控訴審の判決書又は人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二十九条（民事訴訟法の適用関係）第三項において読み替えて適用する法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第二項の調書（以下「判決書に代わる調書」という。）
	第一審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	第一審の判決書又は判決書に代わる調書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書又は判決書に代わる調書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十	被上告人の数に六を加えた数の副本

	(電子情報処理組織による申立て等) 第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面)	
第百九十九条第二項	の規定は	並びに人事訴訟規則第十八条の十三(上告提起の場合における費用の予納)の規定は
	第百九十四条中	第百九十四条並びに同規則第十八条の十三中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	第一項の	第一項並びに人事訴訟規則第十八条の十三(上告提起の場合における費用の予納)の
	第百八十九条中	第百八十九条及び同規則第十八条の十三中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
	同条第一項	第百八十九条第一項
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書(法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。)	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

(令六最裁規一四・追加)